

使用開始日 2024年2月10日

投資信託説明書 (交付目論見書)

財形給付金ファンド

追加型投信 / 国内 / 債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社 (ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社 (ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

みずほ信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	債券 一般	年1回	日本

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	27兆3,117億51百万円
	(2023年11月末現在)

- 本文書により行なう「財形給付金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月9日に関東財務局長に提出しており、2024年2月10日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい）。

ファンドの目的

- 公社債に投資し、安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1 公社債に投資します。

- 信託財産のうち、公社債への投資割合には制限を設けませんが、給付金の支払いを考慮し、組入比率および組入公社債の償還年次別の分散投資等を通じ、常時、適正な流動性を保持するよう配慮します。

2 当ファンドは、勤労者財産形成給付金制度および勤労者財産形成基金制度のための専用ファンドです。

- 勤労者財産形成給付金制度および勤労者財産形成基金制度とは、事業主または勤労者財産形成基金が勤労者のために資金を拠出し、勤労者の財産づくりを援助することを目的とする制度です。
- 資金は事業主または勤労者財産形成基金が全額拠出し、これを委託会社が当ファンドで、安定した収益の確保を目標に運用します。事業主は、勤労者ごとに定めた拠出金を毎年一定の時期に払込むことになっています。限度額は、勤労者1人につき年間10万円です。なお、特に不当な差別にならない範囲で勤労者ごとの拠出額を決められます。
- 拠出金の対象となる勤労者は、拠出金が払込まれる日以前1年間を通じ、財形貯蓄の残高を有している人です。
- 拠出金は、各勤労者ごとに最初の拠出があった日から7年後（満期日）に、その元利金が合計され（ただし、拠出金は満期日前6か月までに払込まれたもの）、支払われます。当ファンドは、運用による収益は分配しないで信託財産に留保し、各受益者の7年後の満期のときに換金し、給付金として支払います。

3 毎年11月19日に決算を行ないます。

- 運用による収益は、分配しないで信託財産に留保し、受益者に対しては、給付金契約または基金契約に定める給付時期に留保した収益を含めた時価により換金し、給付金としてお支払いします。

主な投資制限

- 外貨建資産への投資は、行ないません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

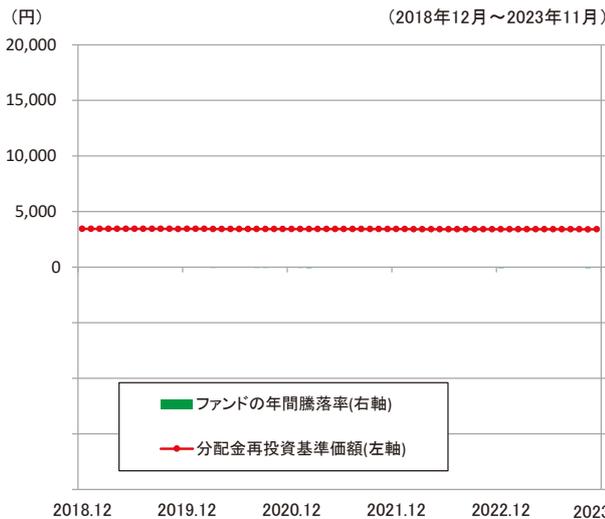
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

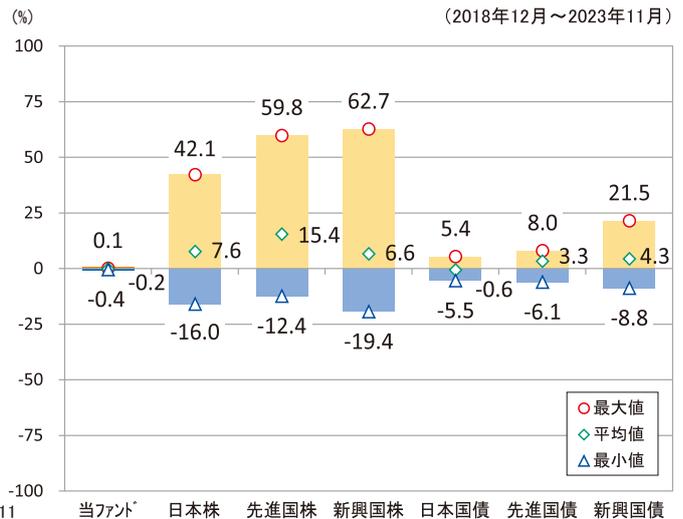
参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

- 日本株：配当込みTOPIX
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

● 財形給付金ファンド

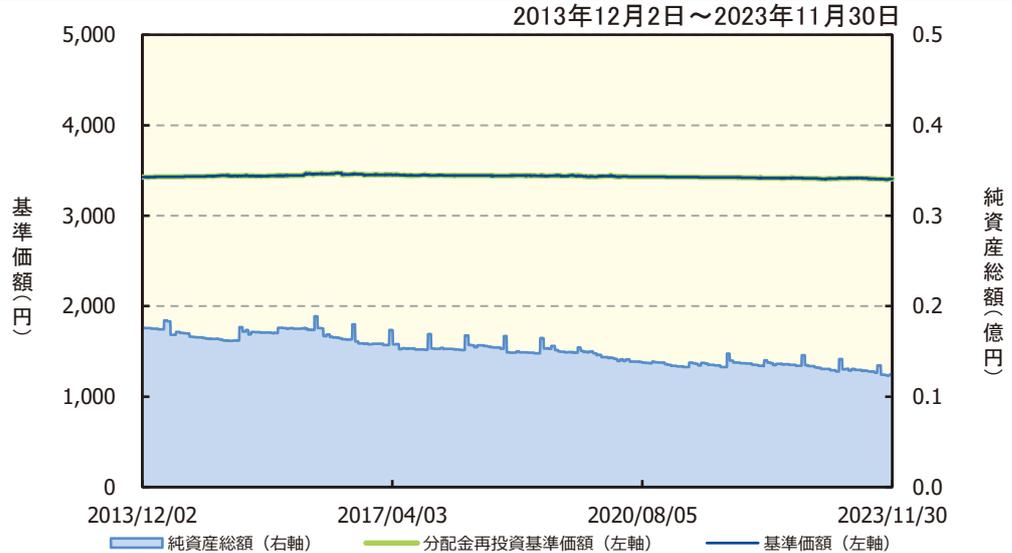
2023年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,408円
純資産総額	12百万円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.3%
3カ月間	0.0%
6カ月間	-0.2%
1年間	-0.1%
3年間	-0.6%
5年間	-1.0%
設定来	240.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (1,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
	12年11月	13年11月	14年11月	15年11月	16年11月	17年11月	18年11月	19年11月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月
分配金	0円											

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

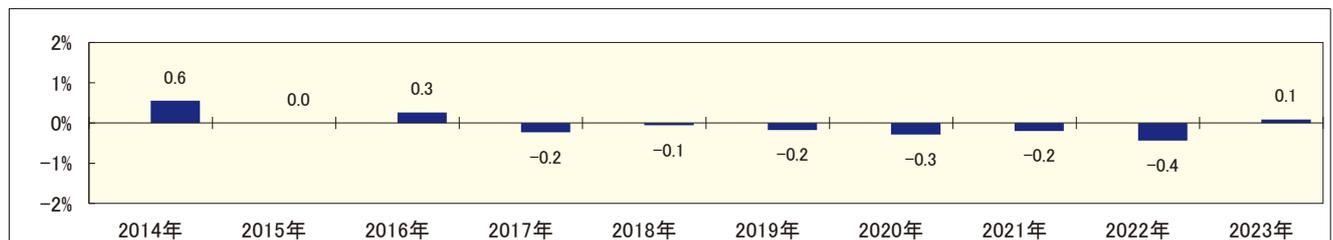
資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	利率(%)	償還日	比率	
国内債券	7	68.1%	直接利回り(%)	211 神奈川県公債	0.438	2024/12/20	16.1%	
国内債券先物	-	-	最終利回り(%)	65 川崎市5年	0.105	2027/06/18	12.0%	
コール・ローン、その他		31.9%	修正デュレーション	149 5年国債	0.005	2026/09/20	8.0%	
合計	7	100.0%	残存年数	300 政保道路機構	0.115	2027/01/29	8.0%	
債券種別構成		比率	格付別構成	比率				
地方債		52.1%	AAA	23.5%	29-2 大分県公債	0.205	2027/10/29	8.0%
国債		8.0%	AA	-	29-1 三重県公債	0.210	2027/12/24	8.0%
政府保証債		8.0%	A	-	412 大阪府公債	0.060	2026/09/29	8.0%
			BBB	-				
			BB以下・無格付	76.5%				
合計		68.1%	合計	100.0%	合計			68.1%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。無格付債券を76.5%保有しております。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2023年は11月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

購入単位	1口単位									
購入価額	追加設定日の前日の基準価額（1,000口当たり）									
購入代金	拠出月の20日（委託会社の休業日の場合は翌営業日）にお支払い下さい。									
換金単位	－									
換金価額	換金実行日前日の基準価額									
換金代金	<p>〈給付金の支払い〉</p> <p>各勤労者に「7年」ごとに、振替受益権の換金を行ない、給付金として支払います。給付金は7年の満期になる支払いのほか、勤労者の死亡・退職そのほかやむを得ない事情が生じたときなどには、途中でも支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期による支払い 各勤労者について、最初の拠出が行なわれた日から満7年を経過した日（満期日）に、それまでの拠出金（ただし、満期日の6か月前までのもの）とその運用益の全額を一時金として支払います。満期前6か月の間に払込まれた分は、次回支払いの給付金に含まれます。 ・満期前の支払い 勤労者に7年間の途中で死亡・退職などの中途支払い理由が生じたときは、満期前に給付金が支払われます。 <p>〈給付金の支払日〉</p> <p>給付申込の受付日により、次のように支払います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付期間</th> <th>換金日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11日～25日</td> <td>翌月5日</td> <td>翌月10日</td> </tr> <tr> <td>26日～翌月10日</td> <td>翌月20日</td> <td>翌月25日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 換金日、支払日が休業日のときは、翌営業日となります。 給付金の支払いは、販売会社または一括支払い機関経由で支払われます。</p>	受付期間	換金日	支払日	11日～25日	翌月5日	翌月10日	26日～翌月10日	翌月20日	翌月25日
受付期間	換金日	支払日								
11日～25日	翌月5日	翌月10日								
26日～翌月10日	翌月20日	翌月25日								
申込締切時間	－									
購入の申込期間	2024年2月10日から2024年8月9日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)									
換金制限	－									
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止等やむを得ない事情により適正な基準価額の算定が不可能となった場合には、上記の事情が解消する日まで換金の申込みの受け付けを中止することができます。									
信託期間	無期限（1975年11月20日当初設定）									
繰上償還	やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。									
決算日	毎年11月19日									
収益分配	運用による収益は、分配しないで信託財産に留保し、受益者に対しては、給付金契約または基金契約に定める給付時期に留保した収益を含めた時価により換金し、給付金としてお支払いします。									
信託金の限度額	300億円									
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 https://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。									
運用報告書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。									
課税関係	課税上は公社債投資信託として取扱われます。									

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	ありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・換金が、給付金契約または基金契約に定める7年を経過したものにかかる換金であるときは、無手数料 ・中途支払いにかかる換金であるとき、または次の場合以外の事由による給付金契約または基金契約の解除にかかる換金であるときは、1.32% (税抜1.2%) 	換金に伴う取引執行等の対価です。
<small>※委託会社が、信託期間中においてやむを得ない事情が発生したことにより、信託契約を解約し信託を終了させる場合 ※委託会社が、監督官庁より信託契約の解約の命令を受け、その命令にしたがい、信託契約を解約する場合 ※委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたこと、解散したことまたは業務を廃止したことにより、信託契約を解約する場合 ※受託会社の辞任または裁判所による受託会社の解任に伴い、委託会社が新受託会社を選任できず、信託契約を解約する場合</small>		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、純資産総額に、 年率0.20% を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上します。	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (注1)	委託会社	年率0.0702%
	販売会社	年率0.0998%
	受託会社	年率0.03%
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただけます。また、法人税法により給付金契約および基金契約にかかる信託財産の額に対して課せられる法人税、および地方税法により当該法人税額に応じて課せられる地方税は、信託財産において負担するものとします。当該負担額は、委託会社と受託会社との協議によって定めた税相当額とし、これを信託財産の額に応じて日割計上します。

(注1) 販売会社への配分には消費税等に相当する金額を含みます。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・投資者が支払いを受ける換金にかかる金銭（給付金）について、税法上の取扱いは、次のとおりです。

	税法上の取扱い	
満期による給付	一時所得	
満期前の給付	① 死亡の場合	相続税の課税対象
	② 退職、疾病、災害、持家取得	一時所得
	③ ①、②以外の理由	給与所得

※税法上の取扱いが一時所得・給与所得となり所得税が課される場合については、所得税に加えて復興特別所得税も課されます。

※上記は、2023年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
財形給付金ファンド	0.20%	0.20%	0.00%

※対象期間は2022年11月20日～2023年11月19日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。